



労働者の権利について労働講座を開催!

カスハラと年休問題で学習!



7月3日13時より博多TKP会議室において労働講座を開催しました。今回は、JR職場におけるカスハラと年休問題に絞り労働者の権利について学習しました。講師には、諫早総合法律事務所の中川拓弁護士をお願いしました。

○カスハラについて

労働者がカスハラを受けた場合、刑事告訴をしてもすぐに警察が動くかわからない。民法では不法行為による損害賠償請求があるが、証拠・住所・氏名など必要で現実的に難しい。労働者は会社に対して法律的にどう言えるのかというと、労働契約法5条の安全配慮義務により、労働者がその生命・身体等の安全を確保しつつ労働することができるようになる義務がある。実際にカスハラに

よる会社の安全配慮義務違反を認めた裁判事例は多くある。そのためには会社の「予見可能性」があることが必要で、予見できなかったと言わせないように事前の対策が必要である。厚労省のカスハラマニュアルが指針として出ていて、今後は法律化されると思う。JR東や西では基本方針が5月に出ているが、厚労省の指針に乗って出したものと思われる。労働組合として、会社に早急に基本方針を作らせることが大事ではないかと提起されました。

○年休問題について

JR各社で、年休裁判が起きており、労働弁護団の中でも注目されている問題とし、これまでの年休裁判例について解説・説明がありました。年休は労基法39条5項で労働者の請求する時期に与えなければならぬ。(労働者の時期指定権)ただし、事業の正常な運営を妨げる場合に時期を変更する事が出来て(使用者の時季変更権)年休不承認となる。しかし過去の最高裁判決で、恒常的な要員不足が理由では、時季変更権は行使できない。通常の配慮をすれば代替が確保で

き業務を阻害しないという判決が確定している。しかし、年休裁判で、時期指定変更権で争うとなると長期的な時間を要し、立証するため膨大な資料が必要となる。また、年休の完全付与の観点からいうと、時期変更で争い勝っても、それが年休の完全付与につながるかどうか疑問を呈している。何故、「与えなければならぬ」となったのか、年休を「使用者の義務」として規定したものと考えられる。年休の時季変更権を争うよりも、年間で年休が完全付与できるように運動をやって行く必要があるのではないかと独自の案も示して提起されました。

事あるごとに、「必要な要員は配置している。」と回答しています。それは公休・特休・年休・休業を含めて計画し完全消化できると断言しています。もしそうならば、要員不足で、年休が流れることはあつてはなりません。引き続き年休の完全付与に向けて国労は求めていきます。

年休とは、「勤務を一定程度中断させ労働以外の諸活動に従事することを保障する点に主眼がある」としていますが、日本の年休所得率は50%程度で調査対象国の最下位クラスで完全消化には程遠い状況です。また自分の年休をあと何日あるか知らない労働者も多いと指摘されています。もっと年休の権利について労働者自身が考えていく必要があります。会社は、国労の年休の完全付与要求に対し交渉の席で

お知らせ

○第93回国労定期全国大会
7月25～26日
交通ビルB1

○九州本部定期大会
8月26日11:10～
リファレンス駅東

がん保険にできることを、もっと。



No.1 アフラックのがん保険

1 幅広い保障で経済的負担をサポート

2 付帯サービスでアフラックのよさをがん相談サポートにプラス

※1 アフラックのよさをがん相談サポートはHatch Healthcare株式会社またはHatch Healthcare株式会社の提携先が提供するサービスであり、アフラックの保険契約による権利行使ではありません。サービスの詳細は、アフラックオフィシャルホームページ(https://www.afiac.co.jp/keiyaku/gansoudansupport.html)をご確認ください。

アフラックのよさをがん相談サポートはHatch Healthcare株式会社またはHatch Healthcare株式会社の提携先が提供するサービスであり、アフラックの保険契約による権利行使ではありません。サービスの詳細は、アフラックオフィシャルホームページ(https://www.afiac.co.jp/keiyaku/gansoudansupport.html)をご確認ください。

（専業代理店）アフラックは代理店制度を採用しています
アベニール株式会社
〒105-0004 東京都港区新橋5-15-5
交通ビル3階
TEL.03-3437-6810 FAX.03-3437-6822

（引継ぎ代理店）アフラックは代理店制度を採用しています
アフラック
〒105-0004 東京都港区新橋5-15-5
交通ビル3階
TEL.03-3437-6810 FAX.03-3437-6822